

# 令和5年度 認定こども園（保育所部門）利用調整基準表

別表 1 児童氏名 \_\_\_\_\_ 保育年齢 \_\_\_\_\_ 歳 児  
 希望施設 尾田・たいき（該当施設に○を付けてください）

保育の必要な事由				父	母	
1	就 労	被雇用者  自 営 (中心者)	稼働日 が 月20日 以上	月就労時間数150H以上	100	100
				月就労時間数120H以上150H未満	90	90
				月就労時間数80H以上120H未満	85	85
				月就労時間数48H以上80H未満	80	80
			稼働日 が 月16日 以上 20日 未 満	月就労時間数150H以上	90	90
				月就労時間数120H以上150H未満	80	80
				月就労時間数80H以上120H未満	75	75
				月就労時間数48H以上80H未満	70	70
		稼働日 が 月16日 未 満	月就労時間数150H以上	80	80	
			月就労時間数120H以上150H未満	75	75	
			月就労時間数48H以上120H未満	70	70	
			自 営 (協力者)  在宅勤務  内 職	稼働日 が 月20日 以上	月就労時間数150H以上	80
		月就労時間数120H以上150H未満			75	75
		月就労時間数48H以上120H未満			70	70
		稼働日 が 月16日 以上 20日 未 満			月就労時間数150H以上	70
				月就労時間数120H以上150H未満	65	65
月就労時間数48H以上120H未満	60			60		
稼働日 が 月16日 未 満	月就労時間数150H以上			60	60	
	月就労時間数120H以上150H未満	55		55		
	月就労時間数48H以上120H未満	50	50			
	2	妊娠・出産	妊娠したときから出産月の翌月から3ヶ月		—	100
3	保護者の 疾病・障害	疾 病	入 院	100	100	
			居宅内治療	常時臥床	100	100
				月複数回の通院加療を要する	70	70
				上記以外の自宅療養	50	50
		障 害	身体障害者1.2級、精神障害者1.2級、療育手帳A	100	100	
		聴覚障害3～6級	70	70		
4	同居親族の 介護・看護	心身障害児施設への通園児の付添を要するため、他児童の保育が困難 病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護		80	80	
				70	70	
5	災害復旧に当たっている			100	100	
6	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている			50	50	
7	就 学	技能取得中・在学中 月就学時間120時間以上		80	80	
		技能取得中・在学中 月就学時間120時間未満		70	70	
8	虐待・DV	虐待（児童相談所長通知が発出された世帯等）		999		
		DV（家庭裁判所から保護命令が出された世帯等）		100		
9	育児休業以前に保育園等を利用中で、育児休業取得後も引き続き保育が必要			70	70	
10	前各号に 類するもの	入園後に求職活動を行うことを予定している場合		50	50	
		その他、事由1～9に類する状態として町が認める場合		70	70	
11	町長特認	その他町長が必要と認める場合				

別表 2

項目			
1	世帯類型	ひとり親家庭	110
		明らかに保育の必要性が認められるが、保護者の一方の点数の決定が困難と認められる事情がある場合	70
		障害者のいる世帯(申請児童を除く)	10
2	生活保護の世帯		20
	保育料の世帯階層区分が第2階層(市町村民税が非課税)の世帯		10
3	生計中心者が「求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている」又は「入園後に求職活動を行うことを予定している」に該当し、かつ保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる世帯		20
4	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と町が認めた場合		100
5	申請児童が障がい児の場合		20
6※	産休明け・育休明けによる入園の場合		40
7※	兄弟・姉妹がすでに入園している場合		40
	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入園している場合		60
	新規入所で兄弟・姉妹同時入園申請		20
8	転園	年度当初	10
		転居などによる通園困難	20
		その他、町が保育の継続の必要性を認めた場合	500
9	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合		999
10	保護者が町内の保育所等で保育士として勤務する場合		優先入所

※ 「6」「7」は重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算する。

別表 3

同点時には次の表に記載する順に優先する。

1	兄弟・姉妹がすでに入園している
2	階層区分の低い世帯
3	市町村民税の所得割額が低い世帯
4	申請児童が障害児
5	多子世帯
6	核家族世帯
7	世帯の状況から総合的に判断